

結果の概要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員

平成20年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員総数(移送を除く。)は24,820人である。このうち、当年開始人員は21,323人、前年繰越人員(前年末現在審理中人員)は3,497人であり、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が85.9%(小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。)、前年繰越人員が14.1%である。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりである。

開始人員総数は、平成8年以降増加傾向にあったが、平成17年からはおおむね減少傾向を示している。その内訳を見ると、仮釈放審理の開始人員は平成17年に減少に転じ、平成18年、19年と微増したものの、平成20年は再び減少に転じている。また、少年院仮退院審理は、平成14年以降一貫して減少傾向を示している。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種別	平成8年	9	10	11	12	13	14	
人数	総数	17,030	18,064	18,817	19,461	20,121	21,902	23,040
	仮釈放	13,145	13,745	13,910	14,179	14,625	16,027	17,173
	仮出場	—	—	—	—	1	—	1
	少年院仮退院	3,885	4,319	4,907	5,282	5,495	5,875	5,865
	うち、短期	1,758	2,111	2,175	2,307	2,269	2,304	2,322
	少年院退院	—	—	—	—	—	—	1
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—	—
指数	総数	100	106	110	114	118	129	135
	仮釈放	100	105	106	108	111	122	131
	少年院仮退院	100	111	126	136	141	151	151
	うち、短期	100	120	124	131	129	131	132

種別	平成15年	16	17	18	19	20	構成比(%)	
人数	総数	23,117	24,131	22,773	22,837	22,455	21,323	100.0
	仮釈放	17,452	18,665	17,916	18,085	18,128	17,403	81.6
	仮出場	—	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	5,663	5,466	4,857	4,752	4,327	3,919	18.4
	うち、短期	2,116	1,883	1,560	1,439	1,352	1,167	5.5
	少年院退院	2	—	—	—	—	1	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—	—
指数	総数	136	142	134	134	132	125	…
	仮釈放	133	142	136	138	138	132	…
	少年院仮退院	146	141	125	122	111	101	…
	うち、短期	120	107	89	82	77	66	…

(注) 1 指数は、平成8年を100として、小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した(以下同じ)。

2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。

3 平成14年に1名、平成15年に2名、平成20年に1名の少年院在院者について、地方更生保護委員会において退院を許す旨の決定があったが、人員が僅少なため、指数を省略した。

4 I 地方更生保護委員会(以下第9表まで同じ)の2表(20-00-02)参照

(2) 審理の終結人員

平成20年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送は除く。）は21,977人で、前年に比べ260人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、仮釈放等を許す旨の決定（表上は「許可」と表示。以下「許可決定」という。）のうち、許可決定人員は20,255人（仮釈放等審理等の終結人員総数の92.2%）、許可しない旨の判断がされた人員は1,719人（同7.8%）、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は978人（同4.5%）であり、その他（死亡、満期釈放等）は3人である。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない（取下げなし）」人員の比率は3.4%であり、種別ごとにこれを見ると、仮釈放審理は4.1%、少年院仮退院審理は0.2%となっている。

第2表 仮釈放等審理の終結人員

種別	総数	許可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない (取下げなし)」 の比率(%)
人員	総数	21,977	20,255	741	978	3.4
	仮釈放	17,976	16,291	734	949	4.1
	仮出場	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	4,000	3,963	7	29	0.2
	うち、短期	1,183	1,178	—	4	—
	少年院退院	1	1	—	—	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—
構成比(%)	総数	100.0	92.2	3.4	4.5	0.0
	仮釈放	100.0	90.6	4.1	5.3	0.0
	仮出場	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	100.0	99.1	0.2	0.7	0.0
	うち、短期	100.0	99.6	—	0.3	0.1

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員 / (許可人員 + 許可しない人員) × 100により算出した。

2 2表(20-00-02)参照

(3) 許可決定人員の状況

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第3表のとおりである。

許可決定人員は平成16年まで増加傾向にあったが、平成17年から減少傾向に転じている。

第3表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種別	平成15年	16	17	18	19	20	構成比(%)	
人員	総数	21,645	22,726	21,423	21,282	20,399	20,255	100.0
	仮釈放	16,021	17,260	16,602	16,552	16,092	16,291	80.4
	仮出場	—	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	5,622	5,466	4,821	4,730	4,307	3,963	19.6
	うち、短期	2,123	1,908	1,541	1,463	1,352	1,178	5.8
	少年院退院	2	—	—	—	—	1	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—	—
指数	総数	100	105	99	98	94	94	—
	仮釈放	100	108	104	103	100	102	—
	仮出場	—	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	100	97	86	84	77	70	—
	うち、短期	100	90	73	69	64	55	—

(注) 1 指数は、平成15年を100とした数値である。

2 2表(20-00-02)参照

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は、第4表のとおりである。近年許可しない（取下げなし）人員は増加傾向にあったが、平成20年は741人と、前年に比べ83人（10.1%）の減少に転じた。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種別	平成15年	16	17	18	19	20	構成比 (%)
人数	424	465	668	703	824	741	100.0
仮釈放	424	464	667	701	819	734	99.1
仮出場	—	—	—	—	—	—	—
少年院仮退院	—	1	1	2	5	7	0.9
うち、短期	—	—	—	—	—	—	—
婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—	—
指数	100	110	158	166	194	175	…
仮釈放	100	109	157	165	193	173	…
少年院仮退院	—	100	100	200	500	700	…

(注) 1 指数は、平成15年を100とした数値であるが、同年に件数がない場合には、最初に件数が計上された年を100とした。

2 2表（20-00-02）参照

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。

平成20年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、仮釈放審理については、前年に比べ0.5ポイント減少して4.3%となっている。少年院仮退院審理については、平成18年まで0.1%に満たなかったが、平成19年以降は増加している。総数としては、前年に比べ0.4ポイント減少して3.5%となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

	平成15年	16	17	18	19	20
総数	1.9	2.0	3.0	3.2	3.9	3.5
仮釈放	2.6	2.6	3.9	4.1	4.8	4.3
少年院仮退院	—	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2
うち、短期	—	—	—	—	—	—

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員 / (許可決定人員 + 許可なし決定人員) × 100により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況

平成20年における仮釈放許可決定人員16,291人のうち、定期刑の執行を受けた者16,226人について、執行すべき刑期別に、執行すべき刑期に対する執行した期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を見ると、第6表のとおりである。

総数について見ると、刑の執行率70%以上の者が許可決定人員全体の96.8%（前年は95.1%）を占めている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59 % 以下	60 ~ 69 %	70 ~ 79 %	80 ~ 89 %	90 % 以上
人 員	総 数	16,226	19	502	4,055	7,193	4,457
	1年以内	1,219	4	25	221	644	325
	2年以内	5,898	9	230	1,773	2,715	1,171
	3年以内	5,024	2	173	1,296	2,143	1,410
	5年以内	3,216	4	68	679	1,364	1,101
	5年を超える	869	—	6	86	327	450
構 成 比 (%)	総 数	100.0	0.1	3.1	25.0	44.3	27.5
	1年以内	100.0	0.3	2.1	18.1	52.8	26.7
	2年以内	100.0	0.2	3.9	30.1	46.0	19.9
	3年以内	100.0	0.0	3.4	25.8	42.7	28.1
	5年以内	100.0	0.1	2.1	21.1	42.4	34.2
	5年を超える	100.0	—	0.7	9.9	37.6	51.8

(注) 15表 (20-00-15) 参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い(69%以下)者の構成比は、平成15年以降は減少傾向にある。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成15年	16	17	18	19	20
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59 % 以下	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1
60 ~ 69 %	11.1	9.4	9.1	6.4	4.6	3.1
70 ~ 79 %	33.5	32.8	29.8	29.7	27.5	25.0
80 ~ 89 %	34.9	36.9	37.7	39.6	42.4	44.3
90 % 以上	20.2	20.7	23.3	24.1	25.2	27.5

(注) 15表 (20-00-15) 参照

次に、仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者について、在所期間別に、最近6年間の許可決定人員の推移を見ると、第8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別推移

年次	総 数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成15年	15	2	—	—	—	—	—	—	—	—	13
16	11	1	—	—	1	—	—	1	—	—	8
17	6	2	—	—	—	—	1	—	—	—	3
18	5	1	—	—	—	—	—	—	—	—	4
19	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	0
20	5	—	—	1	—	—	—	—	—	—	4

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。
2 17表 (20-00-17) 参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理

平成20年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知(仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。従来の仮釈放等許可取消事件。)の受理数は749(前年は672)で、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が659(同572)、少年院仮退院審理再開事由等通知が90(同100)、その他は、前年同様、該当者はなかった。

また、審理を再開した人員は726人（前年の仮釈放等許可取消決定を受けた人員は670人）で、審理を再開しなかった人員は20人（前年の仮釈放許可を取り消さない決定を受けた人員は1人）であり、うち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は15人（新設項目、平成20年6月から12月までの人員）であった。

なお、審理を再開した者について、再開後の措置を見ると、仮釈放等許可決定を受けた人員は290人、許可しない旨の判断がされた人員は276人、その他（取下げ(平成20年5月まで)、満期釈放、死亡等）は130人となっている。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終了

平成20年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の可否等について審理するもの）の開始人員総数は2,464人（前年は2,662人）である。開始人員総数の種別ごとの内訳は、仮釈放取消しが758人（開始人員総数の30.8%）、保護観察停止が280人（同11.4%）、保護観察停止解除が144人（同5.8%）、少年院仮退院中の退院が812人（同33.0%）、仮解除が437人（同17.7%）などとなっている。

最近6年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成15年	16	17	18	19	20
人 員	総 数	3,722	3,756	3,450	3,091	2,662	2,464
	仮 釈 放 取 消 し	1,103	1,096	1,063	1,083	857	758
	保 護 観 察 停 止	558	545	482	363	311	280
	保 護 観 察 停 止 解 除	424	398	371	227	149	144
	保 護 観 察 停 止 取 消 し	—	—	1	2	1	—
	不 定 期 刑 終 了	—	—	1	—	—	—
	戻 し 収 容	16	13	12	13	12	20
	退 院	1,109	1,118	996	908	914	812
	仮 解 除	487	560	500	470	403	437
	仮 解 除 取 消 し	25	26	24	25	15	13
指 数	総 数	100	101	93	83	72	66
	仮 釈 放 取 消 し	100	99	96	98	78	69
	保 護 観 察 停 止	100	98	86	65	56	50
	保 護 観 察 停 止 解 除	100	94	88	54	35	34
	戻 し 収 容	100	81	75	81	75	125
	退 院	100	101	90	82	82	73
	仮 解 除	100	115	103	97	83	90
	仮 解 除 取 消 し	100	104	96	100	60	52

(注) 1 指数は、平成15年を100とした数値である。

2 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。

3 21表（20-00-21）参照

また、平成20年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数（移送を除く。）は2,469人で、前年に比べ7.6%（203人）減少している。終結事由別内訳は、申出等について理由ありとして認められたものが2,413人（終結人員総数の97.7%）、理由なしとしたものが27人（同1.1%）、その他（申出の取下げ等）が29人（同1.2%）となっている。

II 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

第10表 保護観察の開始人員推移

種別		平成8年	9	10	11	12	13	14	15
人	総数	72,177	76,078	77,266	77,535	75,995	75,114	75,197	70,949
	1号観察	51,173	54,008	54,221	53,856	51,701	49,410	48,643	44,207
	うち、短期	3,367	3,937	4,187	4,382	4,630	4,676	4,783	4,654
	うち、交通短期	30,893	31,319	30,633	29,684	26,447	24,546	23,334	20,435
	2号観察	3,762	4,205	4,815	5,187	5,357	5,788	5,848	5,587
員	うち、短期	1,739	2,052	2,164	2,250	2,246	2,276	2,251	2,117
	3号観察	12,316	12,829	12,948	13,256	13,254	14,423	15,318	15,784
	4号観察	4,926	5,036	5,282	5,236	5,683	5,493	5,388	5,371
	5号観察	—	—	—	—	—	—	—	—
	総数	100	105	107	107	105	104	104	98
指	1号観察	100	106	106	105	101	97	95	86
	うち、短期	100	117	124	130	138	139	142	138
	うち、交通短期	100	101	99	96	86	79	76	66
	2号観察	100	112	128	138	142	154	155	149
	うち、短期	100	118	124	129	129	131	129	122
数	3号観察	100	104	105	108	108	117	124	128
	4号観察	100	102	107	106	115	112	109	109

種別		平成16年	17	18	19	20	構成比 (%)	男	女
人	総数	68,194	62,562	58,841	54,878	50,717	100.0	35,514	4,748
	1号観察	40,817	36,260	33,576	30,554	27,169	53.6	14,489	2,225
	うち、短期	4,575	4,271	3,929	3,910	3,662	7.2	3,039	623
	うち、交通短期	18,560	15,916	14,101	12,706	10,455	20.6
	2号観察	5,436	4,886	4,711	4,344	3,994	7.9	3,590	404
員	うち、短期	1,907	1,547	1,433	1,351	1,174	2.3	1,090	84
	3号観察	16,690	16,420	16,081	15,832	15,840	31.2	14,215	1,625
	4号観察	5,251	4,996	4,473	4,148	3,714	7.3	3,220	494
	5号観察	—	—	—	—	—	—	...	—
	総数	94	87	81	76	70
指	1号観察	80	71	66	60	53
	うち、短期	136	127	117	116	109
	うち、交通短期	60	52	46	41	34
	2号観察	144	130	125	115	106
	うち、短期	110	89	82	78	68
数	3号観察	136	133	131	129	129
	4号観察	107	101	91	84	75

- (注) 1 指数は、平成8年を100とした数値である。また、5号観察の指数は省略した。
 2 平成20年の男女の列において、総数及び1号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。
 3 II 保護観察所（以下第32表まで同じ。）の3表（20-00-03）～7表（20-00-07）表参照

平成20年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員総数（移送を除く。）は102,850人で、このうち、当年開始人員は50,717人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は52,133人である。

開始人員について種別ごとに見ると、1号観察（保護観察処分少年）は27,169人（開始人員の53.6%）、2号観察（少年院仮退院者）は3,994人（同7.9%）、3号観察（仮釈放者）は15,840人（同31.2%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は3,714人（同7.3%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は0人となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は3,662人（1号観察開始人員の13.5%）であり、同じく交通短期保護観察（以下「交通短期」という。以下同じ。）の開始人員は10,455人（同開始人員の38.5%）である。

開始人員は平成15年から減少傾向にあり、平成20年は前年に比べ7.6%減少となった。特に、1号観察は11.1%（3,385人）と大きく減少している。

なお、平成20年における交通短期を除く開始人員40,262人について、女子は4,748人で11.8%を占めており、開始人員において女子の占める率は、近年は10%前後で推移している。

(2) 来日外国人の開始人員

平成20年における交通短期を除く開始人員総数40,262人に対し、種別ごとの来日外国人の開始人員は、第11表のとおりである。

第11表 来日外国人の開始人員

	総数	1号観察				2号観察				3号観察	4号観察
		計	一般	交通	短期	計	長期	一般短期	特修短期		
開始人員の総数	40,262	16,714	9,292	3,760	3,662	3,994	2,820	1,125	49	15,840	3,714
来日外国人	1,436	193	121	46	26	72	61	11	—	1,142	29
来日外国人の割合(%)	3.6%	1.2%	1.3%	1.2%	0.7%	1.8%	2.2%	1.0%	—	7.2%	0.8%

(注) 24表(20-00-24)参照

(3) 罪名・非行名

平成20年における交通短期を除く開始人員について、罪名・非行名別に種別ごとの人員を見ると、第12表のとおりである。

第12表 開始人員の罪名・非行名

	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)	(前年)	人員	構成比 (%)	(前年)	人員	構成比 (%)	(前年)	人員	構成比 (%)	(前年)
総数	16,714	100.0	(100.0)	3,994	100.0	(100.0)	15,840	100.0	(100.0)	3,714	100.0	(100.0)
刑法犯	13,000	77.8	(77.3)	3,278	82.1	(81.6)	11,176	70.6	(68.7)	2,912	78.4	(77.7)
強制わいせつ・強姦	156	0.9	(0.8)	130	3.3	(2.9)	430	2.7	(2.5)	167	4.5	(4.0)
殺人	1	0.0	(0.1)	23	0.6	(0.6)	253	1.6	(1.4)	32	0.9	(0.6)
傷害	2,534	15.2	(14.8)	659	16.5	(14.6)	674	4.3	(4.1)	356	9.6	(9.5)
業務上過失致死傷	1,069	6.4	(6.5)	66	1.7	(1.8)	613	3.9	(4.5)	111	3.0	(3.6)
窃盗	6,552	39.2	(40.5)	1,578	39.5	(40.0)	5,625	35.5	(34.3)	1,395	37.6	(37.8)
強盗	195	1.2	(1.2)	315	7.9	(7.9)	851	5.4	(4.8)	57	1.5	(1.5)
詐欺	215	1.3	(0.9)	60	1.5	(1.6)	1,175	7.4	(6.9)	217	5.8	(5.2)
恐喝	753	4.5	(4.2)	247	6.2	(6.4)	310	2.0	(2.2)	74	2.0	(2.7)
暴力行為等処罰に関する法律	193	1.2	(1.2)	34	0.9	(1.0)	41	0.3	(0.3)	36	1.0	(0.7)
その他	1,332	8.0	(7.3)	166	4.2	(4.7)	1,204	7.6	(7.6)	467	12.6	(12.1)
特別法犯	3,523	21.1	(21.3)	602	15.1	(15.2)	4,664	29.4	(31.3)	802	21.6	(22.3)
覚せい剤取締法	75	0.4	(0.5)	125	3.1	(2.8)	3,260	20.6	(21.6)	376	10.1	(9.1)
道路交通法	2,727	16.3	(16.2)	336	8.4	(8.4)	574	3.6	(3.8)	194	5.2	(6.7)
毒物及び劇物取締法	207	1.2	(1.4)	68	1.7	(2.1)	81	0.5	(0.5)	26	0.7	(0.7)
その他	514	3.1	(3.1)	73	1.8	(1.9)	749	4.7	(5.4)	206	5.5	(5.8)
ぐ犯	191	1.1	(1.4)	114	2.9	(3.2)	…	…	…	…	…	…

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の()内は、前年の構成比である。

3 8表(20-00-08)～11表(20-00-11)参照

1号観察から4号観察まで、いずれの種別も窃盗が最も多く、次いで、1号観察では道路交通法違反、傷害、2号観察では傷害、道路交通法違反、3号観察では覚せい剤取締法違反、詐欺、4号観察では覚せい剤取締法違反、傷害の順となっている。これらの上位を占める罪名・非行名は前年とほぼ同じである。1号観察においては、平成元年以降、道路交通法違反の構成比が最も高かったが、近年窃盗の構成比が増加傾向にあり、平成10年に両者の順位が逆転した。

(4) 保護観察期間

平成20年における交通短期を除く開始人員について、種別ごとの保護観察期間を見ると、第13表のとおりである。

第13表 開始人員の保護観察期間

事件の種別		総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年を超える	無期	
人	総数	40,262	200	5,685	6,788	4,195	7,166	5,850	5,452	3,862	1,059	5	
	1号観察	16,714	—	—	—	—	5,841	3,605	3,517	2,716	1,035	…	
	2号観察	3,994	9	267	599	597	856	801	528	313	24	…	
	長期	2,820	9	264	568	372	596	506	333	168	4	…	
	短期	1,174	—	3	31	225	260	295	195	145	20	…	
	3号観察	15,840	191	5,418	6,189	3,597	428	8	1	3	—	5	
	入所度数	初度	10,689	113	2,241	4,473	3,425	423	7	1	3	—	3
		2度	2,301	32	1,336	815	114	2	—	—	—	—	2
		3度	984	14	568	371	30	1	—	—	—	—	—
		4度以上	1,862	32	1,272	527	28	2	1	—	—	—	—
不詳	4	—	1	3	—	—	—	—	—	—	—		
4号観察	3,714	—	—	—	1	41	1,436	1,406	830	—	…		
構成比 (%)	総数	100.0	0.5	14.1	16.9	10.4	17.8	14.5	13.5	9.6	2.6	0.0	
	1号観察	100.0	—	—	—	—	34.9	21.6	21.0	16.2	6.2	…	
	2号観察	100.0	0.2	6.7	15.0	14.9	21.4	20.1	13.2	7.8	0.6	…	
	長期	100.0	0.3	9.4	20.1	13.2	21.1	17.9	11.8	6.0	0.1	…	
	短期	100.0	—	0.3	2.6	19.2	22.1	25.1	16.6	12.4	1.7	…	
	3号観察	100.0	1.2	34.2	39.1	22.7	2.7	0.1	0.0	0.0	—	0.0	
	入所度数	初度	100.0	1.1	21.0	41.8	32.0	4.0	0.1	0.0	0.0	—	0.0
		2度	100.0	1.4	58.1	35.4	5.0	0.1	—	—	—	—	0.1
		3度	100.0	1.4	57.7	37.7	3.0	0.1	—	—	—	—	—
		4度以上	100.0	1.7	68.3	28.3	1.5	0.1	0.1	—	—	—	—
4号観察	100.0	—	—	—	0.0	1.1	38.7	37.9	22.3	…	…		

(注) 1 人員のうち、3号観察の入所度数不詳の構成比は省略した。

2 12表(20-00-12)参照

保護観察期間について、4号観察は、判決確定の日から刑の執行猶予期間の満了するまでの間であることから、保護観察期間の比較的長い者の占める率が高く、また、1号観察は、原則として保護観察処分の日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、4号観察に次いで長い者の占める率が高い。

また、3号観察の期間は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間の満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表で見たように刑の執行率の比較的高い者が多いこともあり、保護観察期間の短い者が多い。加えて、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることなどから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める率が高くなる傾向にある。

さらに、2号観察の期間は、少年院を仮退院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで(通常は20歳に達するまで)であるため、保護観察期間は、まちまちとなっている。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状などによっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置を採られることも少なくない(第16表以下を参照)。

(5) 年 齢

平成20年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層を見ると、第14表のとおりである。

1号観察では前年同様、16・17歳の者が最も多く、42.6%（前年は41.0%）となっている。2号観察では前年に引き続き18・19歳の者が最も多く、41.1%（前年は41.0%）である。

また、3号観察では30～39歳の者が31.2%（前年は32.5%）で最も多く、4号観察では20～29歳の者が35.8%（前年は38.3%）で最も多い。

また、平成20年においては、3号観察の25.1%（前年構成比24.5%）、4号観察の23.3%（前年構成比22.0%）が、保護観察開始時に既に50歳以上であった。

第14表 新受人員の年齢層

年 齢	1 号 観 察			2 号 観 察		
	人 員	構成比 (%)	前年構成比 (%)	人 員	構成比 (%)	前年構成比 (%)
総 数	16,714	100.0	(100.0)	3,994	100.0	(100.0)
16 歳 未 満	3,751	22.4	(23.0)	342	8.6	(8.4)
16・17 歳	7,122	42.6	(41.0)	1,338	33.5	(33.6)
18・19 歳	5,841	34.9	(36.1)	1,643	41.1	(41.0)
20 歳 以 上	—	—	(—)	671	16.8	(17.0)
年 齢	3 号 観 察			4 号 観 察		
	人 員	構成比 (%)	前年構成比 (%)	人 員	構成比 (%)	前年構成比 (%)
総 数	15,840	100.0	(100.0)	3,714	100.0	(100.0)
20 歳 未 満	—	—	(—)	21	0.6	(0.6)
20～29 歳	3,135	19.8	(19.6)	1,328	35.8	(38.3)
30～39 歳	4,938	31.2	(32.5)	859	23.1	(23.4)
40～49 歳	3,785	23.9	(23.4)	638	17.2	(15.8)
50～59 歳	2,557	16.1	(15.4)	532	14.3	(13.1)
60 歳 以 上	1,425	9.0	(9.1)	336	9.0	(8.9)

(注) 20表 (20-00-20) 参照

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等

平成20年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）の数は54,270人である。種別ごとに見ると、1号観察は29,368人（終了人員総数の54.1%）、2号観察は4,138人（同7.6%）、3号観察は16,054人（同29.6%）、4号観察は4,710人（同8.7%）、5号観察は0人となっている。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は11,318人（1号観察終了人員総数の38.5%）である。

最近13年間の種別ごとの終了人員及の推移は、第15表のとおりである。

第15表 保護観察の終了人員の推移

種 別	平成8年	9	10	11	12	13	14	
人 員	総 数	69,398	73,720	75,475	76,134	75,225	73,560	75,112
	1号 観 察	48,833	52,461	53,518	53,484	52,280	48,971	49,418
	うち、短期	2,918	3,567	3,879	4,408	4,352	4,601	4,818
	うち、交通短期	30,254	31,790	31,214	29,899	28,167	24,436	23,849
	2号 観 察	3,484	3,540	4,272	4,571	4,799	5,397	5,620
	うち、短期	1,487	1,574	1,948	2,025	2,079	2,280	2,280
	3号 観 察	12,202	12,626	12,755	13,234	12,958	13,906	14,697
	4号 観 察	4,879	5,093	4,930	4,845	5,188	5,286	5,377
	5号 観 察	—	—	—	—	—	—	—
	指 数	総 数	100	106	109	110	108	106
1号 観 察		100	107	110	110	107	100	101
うち、短期		100	122	133	151	149	158	165
うち、交通短期		100	105	103	99	93	81	79
2号 観 察		100	102	123	131	138	155	161
うち、短期		100	106	131	136	140	153	153
3号 観 察		100	103	105	108	106	114	120
4号 観 察		100	104	101	99	106	108	110

種 別	平成15年	16	17	18	19	20	構成比 (%)	
人 員	総 数	73,667	71,431	66,493	62,505	58,535	54,270	100.0
	1号 観 察	46,969	43,692	38,899	35,766	32,641	29,368	54.1
	うち、短期	4,729	4,728	4,447	4,135	3,835	3,878	7.1
	うち、交通短期	21,583	19,433	16,627	14,878	13,356	11,318	20.9
	2号 観 察	5,731	5,876	5,540	5,135	4,648	4,138	7.6
	うち、短期	2,242	2,192	2,025	1,687	1,464	1,258	2.3
	3号 観 察	15,576	16,539	16,793	16,496	16,430	16,054	29.6
	4号 観 察	5,391	5,324	5,261	5,108	4,816	4,710	8.7
	5号 観 察	—	—	—	—	—	—	—
	指 数	総 数	106	103	96	90	84	78
1号 観 察		96	89	80	73	67	60	...
うち、短期		162	162	152	142	131	133	...
うち、交通短期		71	64	55	49	44	37	...
2号 観 察		164	169	159	147	133	119	...
うち、短期		151	147	136	113	98	85	...
3号 観 察		128	136	138	135	135	132	...
4号 観 察		110	109	108	105	99	97	...

(注) 1 指数は、平成8年を100とした数値である。
 2 3表(20-00-03)～7表(20-00-07)参照

(2) 保護観察の終了事由

最近6年間の交通短期を除く保護観察終了者の終了事由別人員の推移を種別ごとに見ると、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

(ア) 1号観察

平成20年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は11,318人であるが、そのうち、11,208人(99.0%)が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常、3、4か月で保護観察を解除する運用が行われていることによる。

交通短期を除く1号観察終了者18,050人の終了事由別内訳は、期間満了が1,756人(交通短期を除く1号観察終了者の9.7%)、解除が13,724人(同76.0%)、保護処分取消しが2,534人(同14.0%)、その他(死亡等)が36人(同0.2%)となっている。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるとき、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次	総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	
人員	平成15年	25,386	2,400	19,194	3,741	51
	16	24,259	2,431	18,366	3,411	51
	17	22,272	2,233	16,825	3,170	44
	18	20,888	2,067	15,742	3,039	40
	19	19,285	1,801	14,740	2,713	31
	20	18,050	1,756	13,724	2,534	36
指数	平成15年	100	100	100	100	100
	16	96	101	96	91	100
	17	88	93	88	85	86
	18	82	86	82	81	78
	19	76	75	77	73	61
	20	71	73	72	68	71
構成比(%)	平成15年	100.0	9.5	75.6	14.7	0.2
	16	100.0	10.0	75.7	14.1	0.2
	17	100.0	10.0	75.5	14.2	0.2
	18	100.0	9.9	75.4	14.5	0.2
	19	100.0	9.3	76.4	14.1	0.2
	20	100.0	9.7	76.0	14.0	0.2

(注) 1 指数は、平成15年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26表(20-00-26)参照

(イ) 2号観察

平成20年における2号観察終了者4,138人の終了事由別内訳は、期間満了が2,713人(2号観察終了者の65.6%)、退院が736人(同17.8%)、戻し収容が15人(同0.4%)、保護処分取消しが665人(同16.1%)、その他(死亡等)が9人(同0.2%)となっている。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるとき、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認めるとき、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第17表 2号観察終了者の終了事由別の推移

年次		総数	期間満了	退院	戻し収容	保護処分 取消	その他
人員	平成15年	5,731	3,711	1,077	10	913	20
	16	5,876	3,772	1,117	10	961	16
	17	5,540	3,620	971	8	931	10
	18	5,135	3,413	901	10	798	13
	19	4,648	3,072	898	10	656	12
	20	4,138	2,713	736	15	665	9
指数	平成15年	100	100	100	100	100	100
	16	103	102	104	100	105	80
	17	97	98	90	80	102	50
	18	90	92	84	100	87	65
	19	81	83	83	100	72	60
	20	72	73	68	150	73	45
構成比 (%)	平成15年	100.0	64.8	18.8	0.2	15.9	0.3
	16	100.0	64.2	19.0	0.2	16.4	0.3
	17	100.0	65.3	17.5	0.1	16.8	0.2
	18	100.0	66.5	17.5	0.2	15.5	0.3
	19	100.0	66.1	19.3	0.2	14.1	0.3
	20	100.0	65.6	17.8	0.4	16.1	0.2

(注) 1 指数は、平成15年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。
2 26表(20-00-26)参照

さらに、2号観察終了者の終了事由別に少年院における処遇区分を見ると、第18表のとおりである。

第18表 2号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	長期処遇		一般短期処遇		特修短期処遇	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総数	2,880	100.0	1,198	100.0	60	100.0
期間満了	2,080	72.2	607	50.7	26	43.3
退院	330	11.5	380	31.7	26	43.3
戻し収容	13	0.5	2	0.2	—	—
保護処分取消し	449	15.6	208	17.4	8	13.3
その他	8	0.3	1	0.1	—	—

(注) 26表(20-00-26)参照

(ウ) 3号観察

平成20年における3号観察終了者16,054人の終了事由別内訳は、期間満了が15,267人(3号観察終了者の95.1%)、不定期刑終了が0人、仮釈放取消しが726人(同4.5%)、停止中時効完成が20人(同0.1%)、その他(死亡、恩赦等)が41人(同0.3%)となっている。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるとき、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すもので、仮釈放期間について再び服役することになる。

第19表 3号観察終了者の終了事由別の推移

年次		総数	期間満了	不定期刑了	仮取 釈消 放し	停止中 効完成	その他
人 員	平成15年	15,576	14,417	—	1,030	52	77
	16	16,539	15,383	—	1,021	52	83
	17	16,793	15,716	1	980	43	53
	18	16,496	15,358	—	1,040	37	61
	19	16,430	15,527	—	820	31	52
	20	16,054	15,267	—	726	20	41
指 数	平成15年	100	100	—	100	100	100
	16	106	107	—	99	100	108
	17	108	109	100	95	83	69
	18	106	107	—	101	71	79
	19	105	108	—	80	88	68
	20	103	106	—	70	38	53
構 成 比 (%)	平成15年	100.0	92.6	—	6.6	0.3	0.5
	16	100.0	93.0	—	6.2	0.3	0.5
	17	100.0	93.6	0.0	5.8	0.3	0.3
	18	100.0	93.1	—	6.3	0.2	0.4
	19	100.0	94.5	—	5.0	0.2	0.3
	20	100.0	95.1	—	4.5	0.1	0.3

(注) 1 指数は、平成15年を100とした数値であるが、同年に件数がない場合には、最初に件数が計上された年を100とした。また、構成比は、総数についての数値である。

2 26表(20-00-26)参照

(エ) 4号観察

平成20年における4号観察終了者4,710人の終了事由別内訳を見ると、期間満了が3,317人（4号観察終了者の70.4%）、刑の執行猶予の言渡しの取消しが1,244人（同26.4%）、その他（死亡等）が149人（同3.2%）となっている。

なお、刑の執行猶予取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとき、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものであり、その1,244人について取消事由別の内訳を見ると、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが1,133人（刑の執行猶予取消しによる終了人員の91.1%）、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が95人（7.6%）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが16人（1.3%）となっている。

第20表 4号観察終了者の終了事由別の推移

年次		総数	期間満了	刑の執行猶予の取消	その他
人員	平成15年	5,391	3,467	1,779	145
	16	5,324	3,520	1,650	154
	17	5,261	3,381	1,717	163
	18	5,108	3,304	1,660	144
	19	4,816	3,275	1,386	155
	20	4,710	3,317	1,244	149
指数	平成15年	100	100	100	100
	16	99	102	93	106
	17	98	98	97	112
	18	95	95	93	99
	19	89	94	78	107
	20	87	96	70	103
構成比 (%)	平成15年	100.0	64.3	33.0	2.7
	16	100.0	66.1	31.0	2.9
	17	100.0	64.3	32.6	3.1
	18	100.0	64.7	32.5	2.8
	19	100.0	68.0	28.8	3.2
	20	100.0	70.4	26.4	3.2

(注) 1 指数は、平成15年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。
2 26表（20-00-26）参照

3 保護観察の係属

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別			平成8年	9	10	11	12	13	14
人	総	数	61,798	64,160	65,883	67,278	68,018	69,543	69,601
	1号	観	36,847	38,403	39,054	39,433	38,823	39,245	38,454
	うち、	短期	2,115	2,479	2,786	2,761	3,027	3,105	3,071
	うち、	交通短期	11,772	11,292	10,708	10,496	8,768	8,877	8,363
	2号	観	4,607	5,275	5,813	6,423	6,977	7,371	7,608
員	うち、	短期	2,288	2,763	2,969	3,190	3,353	3,353	3,322
	3号	観	5,924	6,110	6,304	6,317	6,625	7,130	7,749
	4号	観	14,420	14,372	14,712	15,105	15,593	15,797	15,790
	5号	観	—	—	—	—	—	—	—
	指	総	数	100	104	107	109	110	113
数	1号	観	100	104	106	107	105	107	104
	うち、	短期	100	117	132	131	143	147	145
	うち、	交通短期	100	96	91	89	74	75	71
	2号	観	100	114	126	139	151	160	165
	うち、	短期	100	121	130	139	147	147	145
3号	観	100	103	106	107	112	120	131	
4号	観	100	100	102	105	108	110	110	

種 別			平成15年	16	17	18	19	20	構成比 (%)
人	総	数	66,816	63,534	59,540	55,816	52,133	48,549	100.0
	1号	観	35,650	32,742	30,059	27,821	25,718	23,500	48.4
	うち、	短期	2,988	2,828	2,649	2,439	2,508	2,294	4.7
	うち、	交通短期	7,210	6,336	5,621	4,841	4,197	3,335	6.9
	2号	観	7,450	7,009	6,353	5,919	5,607	5,455	11.2
員	うち、	短期	3,201	2,920	2,437	2,184	2,068	1,998	4.1
	3号	観	7,949	8,096	7,715	7,304	6,701	6,489	13.4
	4号	観	15,767	15,687	15,413	14,772	14,107	13,105	27.0
	5号	観	—	—	—	—	—	—	—
	指	総	数	108	103	96	90	84	79
数	1号	観	97	89	82	76	70	64	…
	うち、	短期	141	134	125	115	119	108	…
	うち、	交通短期	61	54	48	41	36	28	…
	2号	観	162	152	138	128	122	118	…
	うち、	短期	140	128	107	95	90	87	…
3号	観	134	137	130	123	113	110	…	
4号	観	109	109	107	102	98	91	…	

(注) 1 指数は、平成8年を100とした数値である。
 2 3表(20-00-03)～7表(20-00-07)表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成20年末現在保護観察中の者について種別ごとにその状態別の内訳を見ると、第22表のとおりである。

なお、1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるとき、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるとき、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものであり、前述の解除や退院と異なり、保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないものであるが、仮解除中の行状にかんがみ、必要があれば再び保護観察を開始することも可能である。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態をいう。

さらに、3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったとき、法により3号観察のみ、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続することが可能であるからで、その他の保護観察については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察を終了せざるを得ないからである。

第22表 平成20年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別	総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束	
								数
人 員	総 数	48,549	—6.9	46,239	8	453	847	1,002
	1 号 観 察	23,500	—8.6	22,961	8	…	191	340
	2 号 観 察	5,455	—2.7	5,269	…	…	61	125
	3 号 観 察	6,489	—3.2	6,144	…	…	212	133
	4 号 観 察	13,105	—7.1	11,865	…	453	383	404
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	95.2	0.0	0.9	1.7	2.1
	1 号 観 察	100.0	…	97.7	0.0	…	0.8	1.4
	2 号 観 察	100.0	…	96.6	…	…	1.1	2.3
	3 号 観 察	100.0	…	94.7	…	…	3.3	2.0
	4 号 観 察	100.0	…	90.5	…	3.5	2.9	3.1

(注) 3表(20-00-03)～7表(20-00-07)参照

4 保護観察中の犯罪・非行

平成20年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者を種別ごとに見ると、第23表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳は、4号観察が29.4%（前年は30.5%）で最も高く、次いで、2号観察が22.5%（同20.7%）、1号観察が17.1%（同17.2%）、3号観察が0.7%（同0.6%）となっている。

種別による処分の構成比は、1号観察では少年院送致が48.0%で最も高く、次いで、再び1号観察に付された者が41.9%、罰金が5.6%となっており、2号観察では少年院送致となった者が61.4%を占め、次いで、1号観察に付された者が29.6%を占めている。また、3号観察では、懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が63.3%を占め、次いで、罰金が17.4%を占めている。4号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が81.9%とその大部分を占めている。

第23表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別	保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者										再処分率 (B) (A)×100
		計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送致	1 号 観 察	罰 金	拘留 ・ 科料	起 訴 猶 予	その他		
			実 刑	猶 予								
人 員	総 数	42,952	5,516	1,246	114	2,056	1,572	423	7	95	3	12.8
	1号観察	18,050	3,090	25	98	1,483	1,296	174	1	10	3	17.1
	2号観察	4,138	933	18	15	573	276	50	—	1	—	22.5
	3号観察	16,054	109	69	—	—	—	19	3	18	—	0.7
	4号観察	4,710	1,384	1,134	1	—	—	180	3	66	—	29.4
構 成 比 (%)	総 数	…	100.0	22.6	2.1	37.3	28.5	7.7	0.1	1.7	0.1	…
	1号観察	…	100.0	0.8	3.2	48.0	41.9	5.6	0.0	0.3	0.1	…
	2号観察	…	100.0	1.9	1.6	61.4	29.6	5.4	—	0.1	—	…
	3号観察	…	100.0	63.3	—	—	—	17.4	2.8	16.5	—	…
	4号観察	…	100.0	81.9	0.1	—	—	13.0	0.2	4.8	—	…

(注) 1 保護観察中に再犯・再非行をしても期間中に刑事処分が確定しないか保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、集計上、ここでいう保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めなかったが、起訴猶予は含めている。

2 43表(20-00-43)参照

また、平成20年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者について、保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率を種別ごとに見ると、第24表のとおりである。

1号観察及び2号観察では、窃盗の再処分率が毎年高かったが、平成20年における1号観察では、ぐ犯(23.2%)が、2号観察では、暴力行為等処罰に関する法律(34.4%)の再処分率が高くなっている。

3号観察では、他の種別と比べて再処分率は全般に低率であり、強盗(1.3%)、窃盗(0.9%)が比較的高い。

4号観察では、他の種別と比べて再処分率は全般に高率である。また、再犯による処分が懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く、4号観察終了者の24.1%(1,134人)が、期間中の再犯により懲役又は禁錮の実刑に処せられている。さらに、保護観察開始時の罪名別では、毒物及び劇物取締法違反(44.1%)、覚せい剤取締法違反(36.6%)、窃盗(35.1%)が比較的高率となっている。

第24表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総数	18,050	17.1	4,138	22.5	16,054	0.7	4,710	29.4
刑法犯	14,010	17.8	3,377	23.5	11,294	0.8	3,682	29.3
強制わいせつ・強姦	151	11.3	111	9.9	411	0.5	140	25.7
殺人	8	—	21	9.5	266	0.4	40	2.5
傷害	2,666	17.0	589	22.1	677	0.6	440	23.9
業務上過失致死傷	1,141	6.7	69	8.7	643	0.3	197	18.3
窃盗	7,302	20.7	1,701	27.5	5,617	0.9	1,832	35.1
強盗	224	12.5	354	18.4	871	1.3	73	24.7
詐欺	170	12.4	57	14.0	1,196	0.7	259	27.8
恐喝	803	17.2	248	21.8	328	0.6	172	29.7
暴力行為等処罰に関する法律	223	13.9	32	34.4	37	—	46	28.3
その他	1,322	16.9	195	20.0	1,248	0.5	483	21.5
特別法犯	3,777	14.1	608	15.1	4,760	0.4	1,028	29.7
覚せい剤取締法	93	15.1	109	10.1	3,312	0.6	462	36.6
道路交通法	2,832	13.4	341	16.4	571	0.2	349	20.9
毒物及び劇物取締法	293	21.8	84	23.8	86	—	34	44.1
その他	559	13.1	74	6.8	791	0.1	183	26.2
ぐ犯	263	23.2	153	30.7	…	…	…	…

- (注) 1 保護観察中に再犯・再非行をしても期間中に刑事処分が確定しないか保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、集計上、再処分率には含めなかったが、起訴猶予は含めている。
- 2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。
- 3 31表(20-00-31)、43表(20-00-43)参照

5 生活環境の調整の実施状況

平成20年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の生活環境調整の開始及び終了人員は、第25表のとおりである。

開始人員(身上調査書等の受理又は地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。)は49,014人で、前年に比べ2,978人(5.7%)減少している。その内訳は、受刑者が44,159人で2,664人(5.7%)減少し、少年院在院者は4,855人で314人(6.1%)減少している。また、婦人補導院在院者は0人(前年も0人)である。

また終了人員(延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。)は51,116人で、前年に比べ1,333人(2.5%)減少している。内訳は、受刑者が46,100人で809人(1.7%)減少し、少年院在院者は5,016人で524人(9.5%)減少している。また、婦人補導院在院者は0人(前年は0人)である。

その他、少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は3人である。また、更生保護法第83条に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整が69件、少年法第24条第2項に基づく1号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整が211件、それぞれ処理されている。

第25表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等				終 了 等			年未現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求 生 活 環 境 調 整	短 期 又 は 長 期 処 遇 から 移 行	総 数	終 了	短 期 又 は 長 期 処 遇 に 移 行	
総 数	65,691	49,017	48,887	127	3	51,119	51,116	3	63,589
受 者	62,087	44,159	44,034	125	…	46,100	46,100	…	60,146
少年院・婦人補導院在院者	3,604	4,858	4,853	2	3	5,019	5,016	3	3,443

(注) 51表(20-00-51)～53表(20-00-53)参照

6 補導援護・救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員

平成20年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出のあった人員は14,917人で、前年に比べ828人(5.9%)増加している。この内訳は、刑の執行終了が10,332人(前年より698人, 7.2%増)、刑の執行猶予が1,618人(同204人, 11.2%減)、起訴猶予が2,137人(同168人, 8.5%増)、罰金・科料549人(同131人, 31.3%増)、労役場出場者・仮出場者が259人(同39人, 17.7%増)であり、少年院退院者・仮退院者が22人(同4人, 15.4%減)であった。

(2) 自庁保護の実施状況

最近6年間の自庁保護実施人員の推移は、第26表のとおりである。

平成20年において、全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は18,460人で、前年に比べ1,699人(10.1%)増加している。また、内訳は、補導援護・応急の救護が5,865人(実施人員総数の31.8%)で、前年に比べ661人(12.7%)増加しており、更生緊急保護が12,595人(実施人員総数の68.2%)で、1,038人(9.0%)増加している。

26表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成15年	16	17	18	19	20	構成比(%)
総 数	12,725	12,795	13,236	14,814	16,761	18,460	100.0
補導援護・応急の救護	4,180	4,023	4,125	4,669	5,204	5,865	31.8
更生緊急保護	8,545	8,772	9,111	10,145	11,557	12,595	68.2
指 数	100	101	104	116	132	145	…
補導援護・応急の救護	100	96	99	112	124	140	…
更生緊急保護	100	103	107	119	135	147	…

(注) 1 指数は、平成15年を100とした数値である。

2 55表(20-00-55)参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳は、宿泊が3人(新設項目、平成20年6月から12月までの人員)、食事給与が2,170人(前年比34人, 1.5%減)、衣料給与が922人(同52人, 5.3%減)、医療援助が26人(同6人, 18.8%減)、旅費給与が2,112人(同352人, 14.3%減)となっている。

なお、同一人に対する2以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況

最近6年間の委託保護実施人員及び同人員の平成15年を100とした指数の推移は、第27表のとおりである。

第27表 委託保護実施人員の推移

事件の種類別		平成15年	16	17	18	19	20	構成比(%)
人員	総数	9,181	9,888	9,958	9,752	9,368	9,514	100.0
	補導援護・応急の救護	5,883	6,155	6,079	5,772	5,441	5,410	56.9
	更生緊急保護	3,298	3,733	3,879	3,980	3,927	4,104	43.1
指数	総数	100	108	108	106	102	104	…
	補導援護・応急の救護	100	105	103	98	92	92	…
	更生緊急保護	100	113	118	121	119	124	…

(注) 1 指数は、平成15年を100とした数値である。
2 56表(20-00-56)参照

平成20年において、更生保護施設又はそれ以外に委託して補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置(宿泊場所の供与)を実施した人員の総数は9,514人で、前年に比べ146人(1.6%)増加している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は1,668人(総数の17.5%)で、平成20年に新たに開始した人員は7,846人(同82.5%)である。また、委託先別の内訳は、更生保護施設委託が9,490人、それ以外の委託が24人である。また、更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が5,387人、更生緊急保護が4,103人となっており、更生保護施設委託以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が23人、更生保護緊急保護が1人となっている。

他方、平成20年中の委託保護の措置を終結した人員の総数は7,767人で、前年に比べ67人(0.9%)増加している。委託先別内訳は、更生保護施設委託が7,748人、個人委託が19人であり、更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が4,282人、更生緊急保護が3,466人となっている。

この更生保護施設への委託保護の終了者のうち、更生緊急保護の終了者(刑の執行の免除を受けた者及び補導処分の執行を終了した者を除く。以下同じ。)3,466人について終了者区分別に宿泊保護日数を見ると、第28表のとおりである。

第28表 更生緊急保護における更生保護施設委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分		総数	5日以内	10日以内	20日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内
人員	総数	3,466	449	264	449	266	445	396	1,197
	刑の執行終了者	2,185	231	158	190	196	325	294	791
	刑の執行猶予者	542	97	53	196	25	37	30	104
	起訴猶予者	525	84	31	45	31	65	48	221
	罰金受刑者・科料受刑者	134	24	14	10	11	8	15	52
	労役場出場者・仮出場者	63	13	7	6	2	6	6	23
	少年院退院者・仮退院者	17	—	1	2	1	4	3	6
構成比(%)	総数	100.0	13.0	7.6	13.0	7.7	12.8	11.4	34.5
	刑の執行終了者	100.0	10.6	7.2	8.7	9.0	14.9	13.5	36.2
	刑の執行猶予者	100.0	17.9	9.8	36.2	4.6	6.8	5.5	19.2
	起訴猶予者	100.0	16.0	5.9	8.6	5.9	12.4	9.1	42.1
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	17.9	10.4	7.5	8.2	6.0	11.2	38.8
	労役場出場者・仮出場者	100.0	20.6	11.1	9.5	3.2	9.5	9.5	36.5
	少年院退院者・仮退院者	100.0	—	5.9	11.8	5.9	23.5	17.6	35.3

(注) 64表(20-00-64)参照

さらに、更生保護施設への委託保護の終了者のうち、更生緊急保護の3,466人について入所事由を見ると、第29表のとおりであり、頼るべき親族なしが全体の74.8%を占め、次いで、親族と同居を望まずが11.7%、親族が引受けを拒否が11.6%となっている。

第29表 更生緊急保護における更生保護施設委託終了者の入所事由

終了者区分		総数	頼るべき親族なし	親族が引受けを拒否	親族と同居を望まず	生活訓練を受けるため	その他
人員	総数	3,466	2,593	401	407	15	50
	刑の執行終了者	2,185	1,558	291	295	10	31
	刑の執行猶予者	542	417	60	59	1	5
	起訴猶予者	525	442	31	41	3	8
	罰金受刑者・科料受刑者	134	114	10	5	1	4
	労役場出場者・仮出場者	63	54	5	3	—	1
	少年院退院者・仮退院者	17	8	4	4	—	1
構成比(%)	総数	100.0	74.8	11.6	11.7	0.4	1.4
	刑の執行終了者	100.0	71.3	13.3	13.5	0.5	1.4
	刑の執行猶予者	100.0	76.9	11.1	10.9	0.2	0.9
	起訴猶予者	100.0	84.2	5.9	7.8	0.6	1.5
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	85.1	7.5	3.7	0.7	3.0
	労役場出場者・仮出場者	100.0	85.7	7.9	4.8	—	1.6
	少年院退院者・仮退院者	100.0	47.1	23.5	23.5	—	5.9

(注) 62表(20-00-62)参照

平成20年末現在委託保護中の人員の総数は1,747人で、前年に比べ79人(4.7%)増加しており、これを委託先別に見ると、更生保護施設委託が1,742人、個人委託が5人となっている。更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が1,105人(構成比63.4%)、更生緊急保護が637人(同36.6%)となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第19条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成17年7月15日以降平成20年末までの処理状況は、第30表から第32表のとおりである。

第30表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年次	受理件数	終結件数	年末現在係属件数
平成17年	131 (一)	75 (一)	56 (一)
平成18年	378 (12)	359 (9)	75 (3)
平成19年	449 (9)	432 (11)	92 (1)
平成20年	398 (9)	410 (8)	80 (2)
累計	1,356 (30)	1,276 (28)	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
 2 ()内の数は、医療観察法第33条第1項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第31表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年次	受理件数	終結件数	年末現在係属件数
平成17年	47	—	47
平成18年	199	40	206
平成19年	266	112	360
平成20年	272	158	474
累計	784	310	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
 2 受理件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第32表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年次	受理件数	終結件数	年末現在係属件数
平成17年	19 <一>	— <一>	19 <一>
平成18年	108 <28>	5 <一>	122 <28>
平成19年	148 <73>	23 <5>	247 <96>
平成20年	175 <114>	58 <17>	364 <193>
累計	450 <215>	86 <22>	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
 2 受理件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。
 3 < >内の数は、退院許可決定による件数であり、内数である。

Ⅲ 恩 赦

1 常時恩赦の受理人員

平成20年において、常時恩赦の受理人員総数は200人で、前年に比べ12人（5.7%）減少している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が111人、新受人員が89人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所から72人（前年は93人）、刑事施設から13人（同7人）、検察庁から4人（同6人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第33表 常時恩赦の受理人員

上 申 庁 等	人 員	対 前 年 比 (%)	構 成 比 (%)
総 数	200	-5.7	100.0
旧 受	111	4.7	55.5
新 受	89	-16.0	44.5
保 護 観 察 所	72	-22.6	36.0
刑 事 施 設	13	85.7	6.5
検 察 庁	4	-33.3	2.0

(注) Ⅲ恩赦 1表 (20-00-01) 参照

2 常時恩赦の既済人員

平成20年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は108人で、前年と比べると7人（6.9%）増加している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が81人（既済人員総数の75.0%）、恩赦不相当が26人（同24.1%）、その他が1人（同0.9%）となっている。

第34表 常時恩赦の既済状況

上 申 庁	総 数	相 当					不相当	その他	
		計	特赦	減刑	刑の執行の免除	復権			
総 数	108	81	—	—	4	77	26	1	
保 護 観 察 所	98	79	—	—	3	76	18	1	
刑 事 施 設	7	—	—	—	—	—	7	—	
検 察 庁	3	2	—	—	1	1	1	—	
構 成 比 (%)	総 数	100.0	75.0	—	—	3.7	71.3	24.1	0.9
	保 護 観 察 所	100.0	80.6	—	—	3.1	77.6	18.4	1.0
	刑 事 施 設	100.0	—	—	—	—	—	100.0	—
	検 察 庁	100.0	66.7	—	—	33.3	33.3	33.3	—

(注) 1 「その他」は、死亡による審理終結である。

2 1表 (20-00-01) 参照